南丹市販路開拓支援事業補助金交付要綱

平成27年4月1日

告示第79号

(趣旨)

第1条　この要綱は、地域経済の活性化と、経営の拡大・安定化、後継者の育成等の課題を有する市内事業者が、その課題の解決の一環として取り組む、販路開拓に向けた取り組みに対して補助金を交付することに関し、南丹市補助金等の交付に関する規則(平成18年南丹市規則第64号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条　南丹市販路開拓支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、市内に本社、主たる事業所又は店舗を有し、市税を滞納していない者であって、次のいずれかに該当する事業者とする。

(1)　南丹市工場等誘致条例(平成18年南丹市条例第187号)又は南丹市京都新光悦村企業立地促進条例(平成18年南丹市条例第192号)の規定により指定を受けた事業者

(2)　中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

(3)　農事組合法人又は集落営農組織

(4)　個人事業者

(5)　その他、市長が適当と認めた事業者

2　南丹市暴力団排除条例(平成23年南丹市条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団員を有する事業者については、交付の対象としない。

(補助対象事業)

第3条　補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内において製造し、制作し、加工し、又は開発した製品、サービス等に関して、市外における取引の新規開拓又は拡大のために展示会等へ参加する事業とする。

(補助対象経費)

第4条　補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費で、別表に掲げるものとする。

2　補助対象経費を外貨で支払った場合は、支払日の為替レートに基づき、日本円に換算するものとする。

（補助金の額）

第5条　補助金は、予算の範囲内で交付することとし、補助率は2分の1以内とし、上限額は15万円とする。

2　補助金に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助の制限）

第6条　補助金の交付は、当該年度につき1事業者1回とする。

2　同一事業者に対する補助金の交付は3回を限度とする。

（交付申請）

第7条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南丹市販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

(1)　展示会等の概要がわかる資料（パンフレット等）

(2)　申請時点において、補助対象事業を行おうとする法人若しくは団体の代表者又は個人事業者に市税の滞納がないことを証する書類

(3)　その他市長が必要と認める書類

2　前項の申請書は、展示会等が開催される30日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

（交付決定）

第8条　市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは申請者に対し、南丹市販路開拓支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号の1）により申請者に交付の決定を通知するものとする。

2　市長は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

3　市長は、交付を行わない旨の決定をしたときは、南丹市販路開拓支援事業補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第9条　前条の規定により通知を受けた申請者は、次の各号に掲げる交付の申請内容に変更が生じる場合は、南丹市販路開拓支援事業補助金変更申請書（様式第3号）に変更

に係る関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助対象経費間の流用については、この限りではない。

(1)　参加しようとする展示会等に変更があった場合

(2)　補助金額に増額又は2割以上の減額が生じる場合

(3)　その他特に重大と認める変更が生じた場合

2　前項による補助金の額の変更承認決定は、前条の規定を準用する。

(交付決定前の事前着手)

第10条　申請者は、やむを得ない事由がある場合を除き、補助金の交付決定前に展示会等へ参加してはならない。ただし、南丹市販路開拓支援事業事前着手届出書(様式第4号)を市長に提出したときは、この限りでない。

(概算払)

第11条　市長は、申請者から南丹市販路開拓支援事業補助金(概算払・精算払)交付請求書(様式第5号)により補助金の概算払を請求されたときは、第8条により交付決定した補助金額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第12条　申請者は、交付対象事業を完了したときは、当該事業完了日から起算して30日以内又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、南丹市販路開拓支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

(1)　展示会等の状況がわかる写真

(2)　補助対象経費に係る領収書等の写し

(3)　外貨での支払いがある場合は、支払日の換算レートがわかるもの

(4)　その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条　市長は、前条に規定する実績報告後、内容を審査し交付金の額を確定したときは、南丹市販路開拓支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする

(補助金の請求及び交付)

第14条　第8条に規定する交付金の決定通知を受けた申請者は、南丹市販路開拓支援事業補助金(概算払・精算払)請求書(様式第5号)により、市長に補助金の請求をするものとする。

2　市長は、前項の補助金請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消等)

第15条　市長は、申請者が交付対象事業を実施する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付を取り消すことができる。

(1)　交付を決定した事業を実施しなかったとき

(2)　交付を決定した事業以外のものに使用し、又は交付決定の際に付した条件を実施しないとき

(3)　虚偽の申請又は報告をしたとき

(4)　その他この要綱の規定に違反したとき

2　市長は、前項の規定により、交付の決定を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類等)

第16条　申請者は、交付対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(南丹市の情報発信)

第17条　申請者は本事業の実施にあたり、南丹市への定住促進、企業誘致及び観光客誘致に向けた資料等の掲示、配架、配布等を行うこととする。

2　市長は、申請者が前項の事業を実施するにあたり、必要な資料等を申請者に提供できるものとする。

(その他)

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年4月1日告示第70号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(令和2年3月5日告示第40号)

この告示は、公表の日から施行し、令和2年3月3日から適用する。

附　則(令和2年4月1日告示第66号)

この告示は、公表の日から施行する。

附　則(令和8年3月31日告示第95号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

経費区分	補助対象経費
出展料	出展小間料、会場使用料
装飾料	会場等の装飾に係る設営又は撤去に要する経費、光熱水費及びその使用に係る設備工事に要する経費
広告宣伝費	パンフレット、カタログ、ポスター、名刺、案内状及び販促品等の作成に要する経費、展示会等主催者が発行する発行物への広告掲載に要する経費
委託費	展示物等製作業務の外部委託に要する経費
梱包運搬費	製品、資材等の梱包又は運搬に要する経費
謝礼	展示会等への出展にあたり、専門的知識を有する専門家に依頼し、指導又は相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
通訳・翻訳料	展示会等での通訳に支払われる経費、資料等の翻訳に支払われる経費